

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

これらの感染症の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担当へご提出ください。

*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

インフルエンザは、「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで」が出席停止期間の基準となります。

インフルエンザによる欠席届

東京都立練馬工業高等学校長 殿

_____年 _____組 氏名 _____

下記の疾患について、____月____日に医師の診断を受けました。
このため、____月____日から____月____日まで欠席させていましたが、
登校させますのでご連絡します。熱は____月____日に下がりました。

病 名 : _____

受診した医療機関名 : _____

電話番号 : _____

令和____年____月____日

保護者名 _____ 印